

確定申告相談会

⑩10008635

対象・年金受給者の方で、還付を受けるための申告書を提出する方／給与所得者の方で、金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方 **日時**・2月6日(水)～15日(金)／土・日曜日、祝日を除く／午前9時～午後4時(混雑状況により受付を早めに終了する場合があります) **場所**・豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

▼電話相談センター

☎(0532)52-6201

パソコンやスマホで確定申告できます

⑩10008635

確定申告書は国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) で作成できます。

国税庁HPの**確定申告書等作成コーナー**を利用すれば、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税務署などに行かなくても申告書

を作成することができます。

今年から導入されたスマホ専用画面では、給与所得者(年末調整済)で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除による申告が利用できます。

◎書面提出するとき

作成した確定申告書を印刷して、所轄税務署に郵送などにより提出してください。スマートフォンの場合はコンビニなどのプリントサービス(アプリ)で印刷できます(有料)。
e-Tax(電子申告)を利用するとき

インターネットを利用したe-Taxの場合は、マイナンバーカードとICカードリーダーイタを利用したマ



イナンバーカード方式と、

税務署で本人確認を行った後に発行されるID・パスワードを利用したID・パスワード方式の2通りがあります。

ID・パスワード方式は、マイナンバーカードとICカードリーダーイタがなくても、パソコンやスマートフォンでe-Taxができます。ぜひご利用ください。

▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎(0570)015901

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

⑩10008635

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書などに添付する必要があります。

申告書などを提出する際は、次のいずれかのものを提示またはその写しを添付してください。

①マイナンバーカード

②通知カード+運転免許証、

公的医療保険の被保険者証など

※e-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要があります。

※詳細は、国税庁HP「社会保障・番号制度(マイナンバーについて)」(<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

▼税務課
☎233509 FAX23-0180

確定申告書に関するお問い合わせはお電話で

◎申告に関するご質問や必要な書類の確認をしたいとき

▼電話相談センター

☎(0532)52-6201

◎確定申告書等作成コーナーの操作が分からないとき

▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎(0570)015901

受付・1月15日(火)～3月15日(金)／土曜日、祝日を除く／午前9時～午後8時

(記載以外の期間は、受付日

時が異なります)

◎マイナンバーカードに関するICカードリーダーイタの設定などが分からないとき

▼マイナンバー総合フリーダイヤル
☎(0120)950178

(受付)・月～金曜日／午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日／午前9時30分～午後5時30分、年末年始を除く)

個人住民税は給与天引き(特別徴収)で

⑩10003513

地方税法および田原市市税条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として個人住民税(市民税+県民税)を特別徴収しなければなりません。

東三河8市町村では特別徴収未実施の事業所を、平成28年5月から「特別徴収義務者」に指定しています。

まだ特別徴収を実施していない事業主の方は、切り替えをお願いします。

▼税務課
☎233509 FAX23-0180